

郵送による手続、代理人による手続

○ 郵送による手続全般の注意事項

- ・ 手続にかかる費用は全てご自身で負担してください。
- ・ 提出書類の不足や書類に不備がある場合、警察署において受理ができず、訂正のため来署を求める場合等があります。期間に制約がある手続では特に誤りのないようにしてください。
- ・ 送付する内容物（認定証、証明書等）によって「簡易書留」による返送用封筒（警察から申請者の方への送付）を指定しているものがあります。その際には「普通郵便」による郵送は行えませんので、警察署における受領又は改めて返送用封筒の送付をお願いすることとなります。
- ・ 各手数料は、岐阜県収入証紙を収入証紙納付書（岐阜県様式）に貼付したものを徴収します。収入印紙と間違えないようにしてください。

○ 代理人による手続

- ・ 「郵送による手続」の各手続は、代理人による手続を行うことができます。（「郵送による手続」の項目を、申請者に代わって代理人が警察署に赴き手続を行うことです。）
- ・ 代理人が手続を行う場合には、委任状（ホームページに様式あり）を提出し、来署した者が代理人本人であることを確認するための書類（※）の提示が必要となります。（※書類の例：運転免許証、戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等）

以下「郵送による手続」の手順を確認してください。

- 1 猟銃等講習会の受講の申込み
- 2 教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付
- 3 技能講習の受講の申込み
- 4 技能講習修了証明書の交付
- 5 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請
- 6 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請
- 7 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

1 猟銃等講習会の受講の申込み

- (1) 住所地を管轄する警察署に受講を希望する猟銃等講習会の日付と開催場所を電話で申し出てください。（日程は、各警察署の生活安全課又は岐阜県警察のホームページで確認することができます。）
- (2) 警察署から受講が可能であると回答を受けた後、講習が開催される 14 日前までに猟銃等講習受講申込書(写真を貼付したもの)を警察署に郵送してください。申込書が警察署に到着したことをもって申込みとなります。

受講手数料は、岐阜県収入証紙（経験者講習は 3,000 円、初心者講習は 6,800 円）を収入証紙納付書に貼付して同封してください。

初心者講習の場合は、講習用教本（寸法：縦 257 mm×横 182 mm×厚 8 mm、重量約 330 g）を返送します。「角 2 封筒」に住所・氏名を記載し、講習用教本を送付するのに必要な額の郵便切手を貼付して同封してください。

経験者講習を受講する方の講習用教本は、講習日当日に配付します。

- (3) 警察署から申込書が受理された旨の電話連絡があります。
初心者講習の場合は、講習用教本が送られてきます。
経験者講習の場合は、送られてくるものではありませんので申込みをした日時場所にて講習を受講してください。

【注意事項】

- 猟銃等講習申込書は、講習開催日の 14 日前までに警察署に到着するように郵送してください。
- 返送用封筒の大きさ、郵便切手（講習用教本の重量を考慮）の額に注意してください。
- 講習当日は、講習開始時間の 10 分前には会場にお越しください。

2 教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付

- (1) 警察署において射撃教習を受ける資格の認定の申請をする際に、一連の手続（教習資格認定証の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付）を郵送により行うことを希望する方には申請書類等を交付します。（岐阜県警察のホームページでも確認、入手することができます。）
- (2) 教習資格の認定が行われたことについて、警察署から電話にて通知されます。

郵送希望者の教習資格認定証は一時的に警察署にて保管するため、通知を受けた後、猟銃用火薬類等譲受許可申請書と返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、教習資格認定証（A4版）等を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。

受講手数料は、岐阜県収入証紙（2,400円）を収入証紙納付書に貼付して同封してください。
- (3) 警察署から申込書が受理された旨の電話連絡があります。

警察署にて猟銃用火薬類等の譲受けを許可したときは、返送用封筒を使用して教習資格認定証及び猟銃用火薬類等譲受許可証が簡易書留により送られてきます。
- (4) ご自身で、射撃教習の受講を希望する教習射撃場に予約をして受講してください。射撃教習の持ち物等は、教習射撃場を確認してください。（日程・連絡先等は、各警察署の生活安全課又は岐阜県警察のホームページで確認することができます。）

【注意事項】

- ・ 返送用封筒の大きさ、郵便切手（簡易書留）の額に注意してください。
- ・ 教習資格認定証及び猟銃用火薬類等譲受許可証の有効期限は、警察署から教習資格の認定が電話通知された日から3か月間となります。手続に不備がないよう特に注意してください。

3 技能講習の受講の申込み

- (1) 住所地を管轄する警察署に受講を希望する技能講習の日付と開催場所を電話で申し出てください。（日程は、各警察署の生活安全課又は岐阜県警察のホームページで確認することができます。）
- (2) 警察署から希望日に受講が可能であると回答を受けた後、その日のうちに技能講習受講申込書と返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、技能講習通知書（A4版）を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、郵便切手を貼付してください。
受講手数料は、岐阜県収入証紙（12,300円）を収入証紙納付書に貼付して同封してください。
- (3) 警察署から申込書が受理された旨の電話連絡があります。
返送用封筒を使用して技能講習通知書が送られてきます。

【注意事項】

- 電話の申し出のみでは予約とはなりません。申込書が警察署に到着したことをもって申込みとなります。
- 技能講習受講申込書は、電話連絡から3日以内に警察署に到着するように送付してください。
- 技能講習は1回に受講できる人数に制限があるため、技能講習申込書の送付の遅延により希望日に受講できなくなるおそれがあります。

4 技能講習修了証明書の交付

- (1) 講習の課程を修了したことについて警察署から電話にて通知されます。
通知を受けた後、速やかに返送用封筒を警察署に送付してください。返送用封筒は、技能講習修了証明書（A 4 版）を郵送するため、「角 2 封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (2) 返送用封筒を使用して技能講習修了証明書が簡易書留により送られてきます。

5 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

- (1) 住所地を管轄する警察署に講習修了証明書の書換え又は再交付を郵送手続で行うことを電話で申し出てください。
- (2) 証明書の書換えの場合には、講習修了証明書等書換申請書、講習修了証明書、住民票の写し（本籍、国籍の記載のあるものに限る。）、返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、書換え後の講習修了証明書（A4版）を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (3) 証明書の再交付の場合には、講習修了証明書等再交付申請書と返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、再交付をした講習修了証明書（A4版）を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (4) 返送用封筒を使用して、書換え又は再交付をされた講習修了証明書が簡易書留により送られてきます。

【注意事項】

- ・ 講習修了証明書の書換え及び再交付の申請に係る手数料は不要です。

6 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請

- (1) 住所地を管轄する警察署に教習資格認定証の書換え又は再交付を郵送手続で行うことを電話で申し出てください。
- (2) 認定証の書換えの場合には、講習修了証明書等書換申請書、教習資格認定証、住民票の写し（本籍、国籍の記載のあるものに限る。）、返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、書換え後の教習資格認定証（A 4 版）を郵送するため、「角 2 封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (3) 認定証の再交付の場合には、講習修了証明書等再交付申請書と返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、再交付をした教習資格認定証（A 4 版）を郵送するため、「角 2 封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (4) 返送用封筒を使用して、書換え又は再交付をされた教習資格認定証が簡易書留により送られてきます。

【注意事項】

- ・ 教習資格認定証の書換え及び再交付の申請に係る手数料は不要です。

7 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請

- (1) 住所地を管轄する警察署に技能講習修了証明書の書換え又は再交付を郵送手続で行うことを電話で申し出てください。
- (2) 認定証の書換えの場合には、講習修了証明書等書換申請書、技能講習修了証明書、住民票の写し（本籍、国籍の記載のあるものに限る。）、返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、書換え後の技能講習修了証明書（A4版）を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (3) 認定証の再交付の場合には、講習修了証明書等再交付申請書と返送用封筒を警察署に郵送してください。返送用封筒は、再交付をした技能講習修了証明書（A4版）を郵送するため、「角2封筒」に住所・氏名を記載し、「簡易書留」の郵送に必要な郵便切手を貼付してください。
- (4) 返送用封筒を使用して、書換え又は再交付をされた技能講習修了証明書が簡易書留により送られてきます。

【注意事項】

- ・ 技能講習修了証明書の書換え及び再交付の申請に係る手数料は不要です。